

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代 表 03-6821-9510

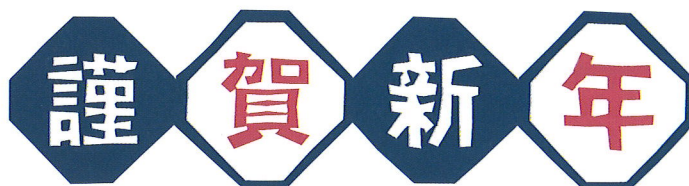
法 務 部 03-6821-9520

商 標 部 03-6821-9540

FAX 共 通 03-6821-9550



2026・1・10



令和8年元旦

新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

自然科学部門のノーベル賞2冠に輝いた2025年

昨年は、ノーベル生理学・医学賞を坂口志文・大阪大学特任教授が、ノーベル化学賞を北川進・京都大学特別教授が、いずれも海外の複数の研究者と共に、受賞されました。日本人による生理学・医学賞受賞は2018年の本庶佑・京都大学特別教授以来7年ぶり6人目、化学賞受賞は2019年の吉野彰・旭化成名誉フェロー以来6年ぶり9人目です。同じ年に日本人2人が自然科学分野のノーベル賞を受賞するのは、大村智・北里大学特別荣誉教授が生理学・医学賞を、梶田隆章・東京大学宇宙線研究所所長が物理学賞をそれぞれ受賞された2015年以来的ことでした。

物理学賞を合わせた自然科学分野3賞での日本人のノーベル賞受賞者は1949年の湯川秀樹博士(物理学賞)以来27人(外国籍取得者を含む)になりました。同じ年に生理学・医学賞と化学賞という自然科学分野の2冠に輝いたことは、我が国における自然科学分野での研究、技術開発に大きな勇気、力を与えるものになると考えられます。

日本経済・社会の未来図

一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)は、2040年の日本を展望し、課題解決を持続的な成長の源泉とする科学技術立国と貿易・投資立国、国際社会において信頼され選ばれる国家を日本の経済社会のあるべき方向、日本の未来社会の姿として提案する「FUTURE DESIGN 2040」(FD2040)を2024年末に十倉雅和会長(当時)の下で公表しました。

昨年夏に開催された経団連夏季フォーラム2025(～持続的な価値創造が導く日本経済・社会の未来図～)では、FD2040を踏まえて、「科学技術立国実現の道筋、貿易・投資立国の実現、外国人材から選ばれる社会づくり、付加価値労働生産性を高める多様な人材の活躍推進といったテーマを軸に、分野横断的かつ多角的な視点をより意識しつつ、未来志向の討論が行われた」とされています。

イノベーションを通じた新たな価値創造

FD2040では「柱となる6つの施策」の一つに「イノベーションを通じた新たな価値創造(Society 5.0+)」が挙げられています。ここで、Society 5.0は、狩猟社会をSociety 1.0、農耕社会をSociety 2.0、工業社会をSociety 3.0、情報社会をSociety 4.0

とし、これに続く新たな目指すべき社会として、第5期科学技術基本計画(2016年閣議決定)で提唱された概念です。

デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会課題を解決し、価値を創造する社会=Society 5.0を2030年までに実現し、デジタル・宇宙・バイオ等の様々な先端技術の社会実装と利活用により、イノベーションの成果がさらなる研究開発投資・設備投資を呼び込む「イノベーション循環」が生み出され、経済成長と社会課題解決が持続的に実現している社会=Society 5.0+(=アップデートされたSociety 5.0)を2040年に実現することがFD2040で提示されています。

長期戦略に基づく創発的研究と投資

OECD加盟諸国と比較して低水準にとどまっている政府研究開発費の対GDP比改善などと共に、「イノベーションを通じた新たな価値創造」を促すイノベーション投資のあり方がFD2040で提示されています。

ここでは、従来から提唱されることが多かった「選択と集中」ではなく、イノベーションは想定外の分野から起きるものであることから、短期目標を設定せず、長期的戦略に基づく多様性と融合とによってイノベーション創出を目指す創発的研究・投資、失敗を許容する「戦略と創発」の重要性が指摘されています。

大学トップ層の強化と全体の底上げによる研究力強化

イノベーションを生み出す研究、技術開発の基礎になる教育の分野では、初等中等教育の伝統的な価値観と手法を刷新し、多様性を重視し、主体性・好奇心を育てる個を尊重した教育改革、若者の海外留学支援拡大と、外国人留学生の受け入れ拡大、国際卓越研究大学等のトップ校支援による高さの引上げと、科学研究費助成事業(科研費)の増加・拡充、大学の基盤的経費(運営費交付金など)や地域中核大学への支援拡充による裾野拡大との双方を行うことにより、研究者が十分な資金と時間を得ることを可能にし、研究力を抜本的に強化することなどがFD2040で提示されています。

第7期科学技術・イノベーション基本計画

我が国では、内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚、有識者議員が出席して開催される総合科学技術・イノベーション会議において、科学技術・イノベーション基本法に基づき、5年ごとに科学技術・イノベーション基本計画が策定されてい

ます。

科学技術創造立国を目指して1995年に科学技術基本法が制定されてから、今日の総合科学技術・イノベーション会議の前身組織を司令塔として今日まで我が国の科学技術政策が押し進められてきました。本年度からの5年間にわたる第7期科学技術・イノベーション基本計画は本年3月末までに閣議決定される予定です。

2040年の日本を展望して公表され、未来志向の討論が進められている経団連のFD2040は、第7期科学技術・イノベーション基本計画の参考になるものと思われます。新たに策定される第7期

科学技術・イノベーション基本計画には、昨年のノーベル賞自然科学部門2冠に輝いた我が国の研究、技術開発の更なる進展に資する科学技術政策となることが期待されます。

多様な想像・創造力が融合する新しい年に

新しい年が始まりました。2040年の日本を展望した経団連の提案FD2040にあるように、デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、新しい価値を創造する一年にしたいものです。



以上

特許権侵害による 権利行使の課題など調査

■特許庁■

特許庁は、国内企業が有する特許権に対する侵害の実態調査等を実施していますが、このほど、特許制度小委員会に実態調査の途中経過を報告しました。

それによると、自社の特許権を侵害された又は侵害された可能性があると感じた経験がある企業は、63.4%でした。

企業規模では、大企業・大企業以外で比較すると、大企業で「経験がある」と回答した割合が72.7%、大企業以外で「経験がある」と回答した割合が48.3%でした。

また、権利侵害を認識した場合に権利行使ができるか否かについては、「原則として対抗手段をとらない」者は2.2%に留まりますが、「場合によっては対抗手段をとる」者は66.6%となっています。

このうち、権利行使ができない主な理由としては、①コストに比して損害賠償額が少ないと見込まれること、②侵害の確証に疑義があること、③権利行使のためのリソース不足、④取引関係に影響が見込まれることが挙げられています。

特許庁は、権利行使をして回復される利益に比べて、権利行使をすることに伴うハードル（コスト負担、立証負担や取引関係への影響）により、侵害に対する権利行使を躊躇する実態がうかがわれます。

蚊の駆除スプレー訴訟 アース製薬が勝訴

■東京地裁■

蚊を駆除するスプレーをめぐる、「KINCHO」ブランドで知られる「大日本除虫菊」が「アース製薬」に特許を侵害されたと訴えた訴訟で、東京地方裁判所は請求を棄却しました。

訴状などによると、大日本除虫菊は、蚊が飛ん

でいる時間よりも壁などに長く止まる習性を発見。スプレーの噴射方法などを調整して薬剤を壁などに付着させることで蚊を防除する技術を発明し、「蚊がいなくなるスプレー」シリーズとして発売しています。

アース製薬の「おすだけノーマット」シリーズの製品は、この技術を模倣したもので特許権を侵害しているとして、2024年3月に製造・販売の差し止めや1億円の賠償などを求める訴えを起しました。

東京地裁は、「特許第7026270号の特許請求の範囲は記載が不明確で、特許は特許無効審判により無効にされるべきものだ」と指摘しました。

「職場のロリエ」が 日本ネーミング大賞

一般社団法人日本ネーミング協会主催の「日本ネーミング大賞2025」で、花王株式会社の「職場のロリエ」が大賞を受賞しました。

「職場のロリエ」は、トイレトペーパーのように職場のトイレに生理用品を備品として設置することを推進するプロジェクトの名称。職場で使いやすいことをイメージさせるネーミングが高く評価されました。

同社では、「ネーミング開発に至っては、オフィス勤務の人だけでなく、工場、保育所、病院、学校など、働く人がいるすべての職場のトイレに当たり前に生理用品が備品化される世の中になってほしい、という思いを込めて『職場』というワードにこだわりました」とコメントしています。

優秀賞には、大関株式会社の「One CUP」、アキレス株式会社の「瞬足」、西日本旅客鉄道株式会社の「ICOCA」、株式会社ほっかほっか亭総本部・株式会社ハークスレイの「ほっかほっか亭」などが選ばれました。

また、長く文化に貢献した名称を称えるレジェンド賞として、「アイスノン」「シヤチハタ」「養命酒」の3つが受賞しました。

審 決 紹 介

本願商標(別掲1)は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例(不服2024-16427、令和7年10月16日審決)

1 手続の経緯

本願は、令和5年8月3日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年4月15日付け：拒絶理由通知書
- 令和6年5月27日：意見書、手続補正書の提出
- 令和6年7月3日付け：拒絶査定
- 令和6年10月11日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、別掲1のとおり構成からなり、第6類、第7類、第9類ないし第11類、第18類ないし第20類、第28類及び第34類に属する願書記載のとおり商品に指定商品として登録出願されたものであり、その後、指定商品については、上記1の手続補正により、第6類、第7類、第9類ないし第11類、第18類ないし第20類、第28類及び第34類に属する手続補正書記載のとおり商品に補正されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、横長楕円形内に「カトー」の片仮名を横書きしてなるところ、当該構成中の「カトー」の文字部分は、ややデザイン化されているとはいえず、いまだ特異ともいえない構成からなるものである。そして、「カトー」の文字は、これは我が国においてありふれた氏の一つと認められる「加藤」を片仮名で表示したものであり、事業者の氏を片仮名で表示することは、取引上普通に行われている。また、本願商標の構成中、横長楕円形の図形部分は、標準の輪郭を表す装飾図形として、しばしば採択使用されているものであるところ、輪郭としての形象を脱し得ないものであり、この程度の構成態様をもってしては、いまだ普通に用いられる方法の範ちゅうで表示されたものといわざるを得ない。そうすると、本願商標は、ありふれた横長楕円形の輪郭内に、ありふれた姓氏の一つである「加藤」に通じる「カトー」の片仮名を横書きしてなるにすぎないから、これをその指定商品について使用しても、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものというのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、別掲1のとおり構成からなるものである。
ところで、原審で説示した「加藤」の語は、「姓氏の一つ。」を表し(出典：広辞苑第七版(岩波書店))、その「加藤」姓者が全国に相当数存在する(別掲2参照 ※記載省略)ことから、当該「加」はありふれた氏の一つということができる。

しかしながら、「加藤」の片仮名表記は通常は「カトウ」であり、たとえ、「カトー」の片仮名が「加藤」に通じる場合があるとしても、本願商標の構成中、略楕円形の輪郭内の部分は、「カトー」の片仮名を表したものと直ちに認識されるものとはいえない。

また、仮に、当該略楕円形の輪郭内の構成部分が、「カトー」の片仮名を表したものと認識される場合があるとしても、当該部分は普通に用いられる方法の域を脱して表されているものというべきであって、別掲1のとおり構成からなる本願商標にあっては、その構成の特徴からして、これに接する需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものとみるのが相当である。

また、当審において職権をもつて調査するも、本願商標が、「需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標」に当たるといふべき事情は見いだせない。

そうすると、本願商標は、自他商品の識別標識として機能するというべきであり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標とはいえない。

別掲1(本願商標)



したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「池田工業社」は、商標法第3条第1項第4号に該当しない、と判断された事例(不服2024-21107、令和7年10月6日審決)

1 手続の経緯

本願は、令和5年9月14日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年3月19日付け：拒絶理由通知書
- 令和6年5月1日：意見書の提出
- 令和6年9月25日付け：拒絶査定
- 令和6年12月26日：審判請求書の提出
- 令和7年3月11日付け：審尋
- 令和7年5月22日：回答書の提出

2 本願商標

本願商標は、「池田工業社」の文字を標準文字で表してなり、第28類「おもちゃ、型押しおもちゃ、運動用具、遊戯用器具、手品用具、ペット用おもちゃ、お手玉、ころがしおもちゃ、すごろく、すべり台、ままごとおもちゃ、ゴム製おもちゃ、シャボン玉おもちゃ、セトおもちゃ、トランプ、バドミントン用具、ビー玉、フリクションおもちゃ、プラスチック製おもちゃ、風、粘土(おもちゃ)、紙製おもちゃ、組み立てセトおもちゃ、縄跳び用の縄、羽子板、羽根、輪投げ、運動用具(登山用・サーフィン用・水スキー用・スキューバダイビング用のものを除く)」を指定商品として、登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、「池田工業社」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「池田」の文字は、全国でおよそ441,000人存在するありふれた氏と認められ、「工業」の文字は、業種名に該当する文字を表し、「社」の文字は、商号や屋号に慣用的に付される文字として一般的に使用されているものである。してみれば、本願商標は、ありふれた氏と業種名に該当する文字と商号や屋号に慣用的に付される文字を結合させてなる、全体としてありふれた名称とみるのが相当である。よって、本願商標は、ありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなるものであるから、商標法第3条第1項第4号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、「池田工業社」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「池田」の文字は氏又は地名と理解されるものであり、また、その構成中、「工業」の文字は、業種名に該当する「工業」と商号や屋号に慣用的に付される「社」を結合させてなり、工業に関する組織ほどの意味合いを認識、理解し、それぞれ自他商品の識別力を有しない又は弱いといえるとしても、「池田工業社」の文字が、請求人の使用例以外の使用は見当たらず、これが、ありふれた名称といえるほど、世間一般で採択、使用されているという事実は発見できない。

また、請求人は、毎年開催されている玩具・雑貨に関する展示会である「東京・ギフトショー」や「東京おもちゃショー」などの業界向けに毎年継続的に出展、広告宣伝等を行ったり、請求人のおもちゃが全国的なテレビ番組で紹介されるなどして、玩具メーカーとして一定程度認識されているといった取引の実情もうかがえる(請求人提出の資料1ないし資料21参照)。

以上を総合考慮すると、本願商標は、その指定商品に使用した場合、本願商標全体よりして、ありふれた名称を表示したものと理解されるというよりは、むしろ、請求人の出所を表示するものとして、十分に自他商品の識別標識機能を果たすものと判断するのが相当である。

したがって、本願商標が、ありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなり、商標法第3条第1項第4号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和41(1966)年	商標登録第 708802号～第 711933号
〃 51(1976)年	商標登録第1202718号～第1207154号
〃 61(1986)年	商標登録第1866864号～第1874500号
平成 8(1996)年	商標登録第2714301号～第2714986号
平成 8(1996)年	商標登録第3162201号～第3173300号
平成18(2006)年	商標登録第4956740号～第4966811号
平成28(2016)年	商標登録第5854590号～第5862058号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和5年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和7年10月分	26,275	14,910
前 年 比	99%	106%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。